平成２３年（フ）第２３０８号
北海道北広島市輝美町２番地１―Ａ23―14
債務者　高野　真澄（旧姓鶴谷）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３７１号
札幌市西区平和２条５丁目３番６号
債務者　阿知良操子（旧姓古谷）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４０７号
札幌市北区屯田６条10丁目６番11号
債務者　亀谷　智巳
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４１４号
札幌市手稲区富丘３条１丁目３番11号
債務者　山下　啓子（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４１９号
札幌市白石区本通４丁目北５番28―302号
債務者　田中　　徹
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４２０号
札幌市白石区本通４丁目北５番28―302号
債務者　田中　麻紀
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４５２号
札幌市豊平区美園１条３丁目４番８―108号
債務者　田中　光一
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４６０号
札幌市厚別区青葉町７丁目５番20号
債務者　遊佐　聡子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４７９号
札幌市西区二十四軒４条５丁目１番１―401号
債務者　渡辺　美和
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４８３号
札幌市東区北38条東17丁目１番21号
債務者　辻　　好行
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５０３号
札幌市中央区南17条西８丁目１番21号　藤マンション11号
債務者　大橋　美雪（旧姓塩塚）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５０９号
札幌市手稲区前田７条13丁目２番22号　マンションルピナス106号
債務者　四作　英俊
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５２２号
札幌市北区新琴似５条３丁目１番43号
債務者　米谷　文子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５３７号
札幌市豊平区平岸２条８丁目５番９号　アーバンハウスＣ―30号
債務者　山田　真理（旧姓新井田）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５４１号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目４番12号　ヒラオハイツ303号
債務者　吉田奈緒美
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５５２号
札幌市東区北43条東１丁目４番１―203号
債務者　種村　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５６６号
札幌市東区東雁来14条２丁目２番１―102号
債務者　佐々木美佐江
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５６８号
札幌市北区麻生町１丁目８番23号　エージ麻生101号
債務者　山本　優美
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部